

平成25年度定期監察結果の概要

平成26年3月

国土交通省大臣官房総括監察官

◆国土交通省における監察の目的

①事務の合理的運営、②官紀の保持、③不正行為の防止、④優良な団体又は職員の推賞



所管行政の改善向上及び公正な業務執行の確保に資する

◆平成25年度定期監察スケジュール

平成25年 4月	平成25年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)
平成25年 6月～11月	現地監察実施
平成25年 12月～26年 1月	報告書とりまとめ
平成26年 3月	報告書公表
平成26年 6月まで	対象機関より措置状況報告

(1) 監察事項

- ①1 入札談合等関与行為の再発防止の取組
- ①2 国家公務員倫理その他のコンプライアンス徹底に関する取組
- ② 大規模災害発生時の対応に関する取組

(2) 対象機関

監察事項①1： 全地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局

監察事項①2： 東北、関東、中部及び中国の各地方整備局並びに
北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局

監察事項②： 東北、関東、中部及び中国の各地方整備局、
北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局並びに
内閣府沖縄総合事務局

◆概要

- 平成25年3月にまとめた「高知県内における入札談合事案に関する調査」報告書の再発防止対策に係る取組状況、コンプライアンスの各種対応窓口の設置状況等、個人情報の保護及び情報セキュリティポリシーに係る取組の状況、庁舎管理の状況についての監察を実施した。
- 各監察対象機関においては、入札談合事案再発防止策、国家公務員倫理法等の周知、コンプライアンス指導者の養成等に的確に取り組んでおり、横展開を推奨すべき事例も見られる一方、さらなる改善が必要な点も見られた。

◆主な提示意見

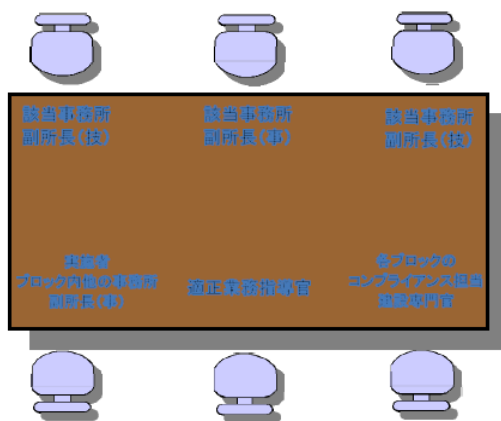
- 各監察対象機関の長をはじめとする幹部職員は、コンプライアンスの徹底を図るため、自らを律するのはもちろんのこと、先頭に立って現場の部下職員に語りかけその倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員が自らの職務に自信と誇りを持って取り組むことができる職場環境作りに取り組むこと。
- 各監察対象機関においては、セルフチェックを行った場合には正解率が低い質問に対するフォローアップの実施等、分析の結果明らかとなった課題を踏まえて、事後の周知・指導内容に反映させるなどの取組を講じること。
- 各監察対象機関においては、コンプライアンス・アドバイザリー委員会の議事について、委員からの質問・意見だけではなく、実際に回答した内容や、その後、実施した対応策があるならば、可能な範囲でそれらを公表するなど、国民の理解を深める取組に努めること。 等

◆推奨事例

(1)複数事務所によるコンプライアンス意見交換(近畿地方整備局)

- 近畿地方整備局においては、管内事務所を7ブロックに分割し、ブロック単位でのコンプライアンスチーム会議や、相互にチェックし合うコンプライアンストレーニングを開催するなどしている。
- 本局からも調査官、適正業務指導官等が参画し、ブロック内の事務所が情報交換を行うことにより、よりよいコンプライアンスへの取組を素早く横展開できるなどの点で評価できる。

近畿地方整備局 コンプライアンストレーニング



ブロック内の各事務所において、再発防止策等が実施されているか
チェックシートを用いて出席者で確認するとともに意見交換を行う

ブロックコンプライアンスチーム

近畿地方整備局管内事務所を7ブロックに分割し、ブロック内の各事務所コンプライアンスチームで構成

- (◎=ブロック統括事務所)
- ①福井ブロック ◎福井河川国道、足羽川ダム、九頭竜川ダム
 - ②京都ブロック ◎京都国道、福知山河川国道、京都管轄
 - ③滋賀ブロック ◎滋賀国道、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム
 - ④中央ブロック ◎淀川河川、猪名川河川、大和川河川、大阪国道、浪速国道、淀川ダム統括管理、近畿技術
 - ⑤西部ブロック ◎兵庫国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、六甲砂防、国営明石公園海峡
 - ⑥南部ブロック ◎和歌山河川国道、紀伊山地砂防、奈良国道、紀南河川国道、木津川上流河川
紀の川ダム統括管理、国営飛鳥歴史公園
 - ⑦港湾ブロック ◎神戸港湾、舞鶴港湾、大阪港湾・空港整備、和歌山港湾、神戸港湾空港技術調査



◆推奨事例

(2)eラーニング等の導入と職員の理解状況の把握と周知

(北海道開発局、近畿地方整備局)

コンプライアンス通信

～ 不正行為の未然防止と国民の信頼回復のために ～

平成25年1月発行
北海道開発局
入札契約監察官
監 察 官

- ・ 服務・倫理・発注者綱紀保持に関するeラーニングの実施結果について 1
- ・ 第3回 高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会について 2
- ・ 情報管理室からのお知らせ 5
- ・ 旭川開発建設部の取組について ～外部講師によるコンプライアンス講習会の開催について～ 9
- ・ 「自信と誇りを持って前に進もう」(寄稿 農業水産部長 仲家 修一) 10

服務・倫理・発注者綱紀保持に関するeラーニングの実施結果について

平成24年9月以降、服務・倫理・発注者綱紀保持に関する管理者向けのコンプライアンス講習及び全職員を対象に職場内ミーティングを実施し、12月に、その内容についてeラーニングでポイント学習(受講率:95.1%)を行い、その理解度のチェックを実施した結果、基本的な事項については、確実に理解されていることが確認できました。

■ 実施結果のポイント

理解度のチェックを実施した結果、全体的に高い正解率でありましたが、一部、応用問題で理解の不十分な部分が見受けられました。

■ 正解率の低かった問題

倫理:問題8 (正解率 86.7%)

年末に、契約関係にある業者が社名入りのカレンダーを持って挨拶に来たので、日頃から自分がお世話になっている隣の課の先輩にも同じものを持って行ってもらった。このような行為は倫理規程上問題ない。(正解:×)

【解説】

職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程で定める禁止行為(規程第3条第1項第1号～第8号)をさせるような行為は、規程第3条第1項第9号で禁止されています。これについては、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば規程第3条第2項で例外として認められるような行為であっても、その反倫理性の強さから、禁止されています。

発注者綱紀保持:問題9 (正解率 88.5%)

発注事務に関する秘密の漏洩防止を図る観点から、原則としてオープンな場所で複数の職員により対応するものとされており、自席もオープンな場所である。(正解:×)

【解説】

「北海道開発局発注者綱紀保持規程の運用細則について」の第5条関係の3において、規程第5条第2号の「オープンな場所」とは、発注事務に関する秘密の漏洩防止を図る観点から、執務室内の受付カウンター、打合せテーブル等での対応を指すものであり、自席での対応は厳禁とされています。

(入札契約監察官、監察官、開発監理部 職員課)

服務・倫理・発注者綱紀保持のeラーニングの実施概要

実施時期	平成24年12月17日(月)～12月28日(金)		
対象者	全職員(非補助職員を含む。)		
実施状況	対象者数	受講者数	受講率
eラーニング	H24 5,471名	5,200名	95.1%
ポイント学習	H23 5,501名	5,417名	98.5%
正解率	H24	H23	正解率
服務	99.1%	95.0%	97.2%
倫理	98.2%	95.6%	97.6%
発注者綱紀保持			

正解率の低かった項目	
服 務	職務に専念する義務に関する正確な理解
倫 理	第三者を含む、複雑な状況の職員の行為の正確な理解
発注者綱紀保持	規程の運用を定めた運用細則の正確な理解

▶ 北海道開発局においては、コンプライアンスに関する職員の理解状況把握にeラーニングを導入し、その結果について正答率の低かった問題と解説などを職場にフィードバックしており評価できる。

▶ また、近畿地方整備局ではコストの面からeラーニングシステムは未導入であるが、パワーポイントを利用したセルフチェックシートを作成し、職員が手軽にセルフチェックを行えるよう工夫しており評価できる。

発注者綱紀保持セルフチェックシート 基礎編

次の設問を読んで、正しいものには「○」、間違っているものには「×」をクリックして下さい。

(問1) 発注者綱紀保持規程は、近畿地方整備局における発注事務に関し、関係法遵守はもとより、綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することが目的である。

○

×

発注者綱紀保持セルフチェックシート 基礎編

正 解

【解答】○

(問1 解説)

発注者綱紀保持規程の目的は、規程第1条により「近畿地方整備局における発注事務に関し、発注担当職員及び職員が遵守すべき事項を定めることにより、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって国民の信頼を確保すること」を目的としています。

国民の理解と信頼のもとに良質な社会資本の整備をしっかりと進めていくことが、国土交通省の使命であり、国民の安全・安心に直結する公共工事等を適正に実施することが強く要請されています。

問2へ進む

5

◆推奨事例

(3)コンプライアンスインストラクターの育成(九州地方整備局)

- ▶ 九州地方整備局では、事務所等で実施される講習会等で講師等として指導する役割を担うコンプライアンス・インストラクターを、これまでも技術系職員を含めて34名養成していたが、新たに38名を養成し、計72名体制と拡充し、講習会等の実施を充実させ、また、コンプライアンス・インストラクター研修を開催した際の研修の様子をDVDに収録し、各地整等に配布するなど広く活用している。
- ▶ さらに、管内を5ブロックに分割し、各ブロック単位で副所長会議(コンプライアンスインストラクター)を開催し、本局総括調整官、適正業務指導官が参画しており、本局と事務所が一体となったコンプライアンス推進体制づくりを進めている点が評価できる。

61名でワールドカフェ コンプライアンスインストラクター研修



「パワーポイントを使った講習会でのプレゼンテーションをどう進めたいのか」、「コミュニケーションを深めながら活発なグループ討議を展開するためにはどんな手法をとればいいのか」。

7月1日午後、福岡第2合同庁舎にはそんな期待と不安を胸に、新規受講者38名を含む61名が九州地方整備局管内の各部所から参加しました。今後の活躍が期待されます。

「研修概要」その1

○プレゼンテーションの進め方

- ・まずはアイスブレイク
- ・私たちの組織の現状は。
- ・国土交通省の使命は何。
- ・使命を果たすために必要なのは。
- ・不祥事の要因は個人か、組織の体質か。
- ・ルールづくりと組織の体質改善は車の両輪
- ・違法性の認識の希薄さ
- ・個人ではなく組織として判断する体質づくり
- ・いつやるか、「ゆでガエル化」する組織
- ・コミュニケーションの重要性、「職場の言える化」

「研修概要」その2

○ワールドカフェを体験してみましょう

- ・ワールドカフェは、メンバーの組み合わせを変えながら、4~5人単位での小グループでミーティング(話)を続けることにより、あたかも参加者全員が話し合っているのと同じ効果が得られる会話の手法です。
- ・カフェのような肩の凝らない雰囲気を作り、組織、団体においてコミュニケーションを活性化させていく手法です。
- ・本日のテーマ
「コンプライアンスの取組で私たちの職場は変わるのか」
- ・7名ずつ9班に分かれて体験したグループ(ワールドカフェ)では合計で286もの意見が出されました。




ふりかえり (研修生の素直な感想)

- ・コミュニケーションの大切さを感じた
- ・意見を自由に言えたのでスッキリした
- ・職場にやられ感が蔓延していることも事実
- ・コンプラミーティングは構えないこと、ネタも不祥事に限定しないほうがやりやすい
- ・コンプラミーティングは国民目線を感じ取れるいい機会
- ・国民目線とは自信をもって国民に説明できるかどうかということ
- ・半日の研修だけでは不安、アフターフォローをよろしく
- ・どんなに研修を重ねても変わらない人は変わらない人
- ・失敗覚悟でコンプラ講習をやり続けることが重要
- ・コンプラ向上は、何れともあれトップのやる気次第
- ・進化するものだけが生き残る

◆推奨事例

(4) 本局等の行動目標の設定とそれに向けての業務の取組(近畿運輸局)

- 近畿運輸局においては、職員全員が同じ危機感と問題意識を共有し、かつ、職員一人一人が自ら意識改革を行い、近畿運輸局の存在価値を高めることを目的に、近畿運輸局の行動目標を設定している。
- さらに、各部、支局、事務所等においては、各個人が行動を起こしやすいような行動目標を所属単位で明確化し、現状よりもレベルアップを図るための工夫や取組を目標として掲げ、業務を遂行している。


平成25年度 近畿運輸局 行動目標 

「近畿運輸局業務・組織見直し検討会(座長:総務部長)」では、平成25年度の近畿運輸局の行動目標を以下のとおり設定した。
この行動目標は、職員全員が同じ危機感と問題意識を共有し、かつ、職員一人一人が自ら意識改革を行い、近畿運輸局の存在価値を高めることを目的に設定したものである。
各部・支局・事務所等においては、各個人が行動を起こしやすいような行動目標を所属単位で明確化し、現状よりレベルアップを図るための工夫や取組を目標として掲げ、引き続き具体的かつ実践的な行動目標を設定のうえ業務を遂行する。

(1) 内外への情報発信・情報共有に努めます

(2) より一層のスキルアップに努めます

(3) 風通しが良く活力ある職場づくりに努めます

平成25年度 近畿運輸局 行動目標 

「近畿運輸局業務・組織見直し検討会(座長:総務部長)」では、平成25年度の近畿運輸局の行動目標を以下のとおり設定した。
この行動目標は、職員全員が同じ危機感と問題意識を共有し、かつ、職員一人一人が自ら意識改革を行い、近畿運輸局の存在価値を高めることを目的に設定したものである。
各部・支局・事務所等においては、各個人が行動を起こしやすいような行動目標を所属単位で明確化し、現状よりレベルアップを図るための工夫や取組を目標として掲げ、引き続き具体的かつ実践的な行動目標を設定のうえ業務を遂行する。

(1) 内外への情報発信・情報共有に努めます

EX. 1) 会議に出席した職員は、自治体等に情報提供、また、情報収集を行います。
2) 外部との会議に出席した職員は、必ず発言を行います。
3) イン트라ネットを活用し、局内への情報発信・情報共有を図ります。

(2) より一層のスキルアップに努めます

(3) 風通しが良く活力ある職場づくりに努めます

各個人が行動を起こしやすいような目標の設定を!

平成25年度 行動目標<総務部>

(1) 内外への情報発信・情報共有に努めます

- ① 1日1回はイントラネットを閲覧し、情報の共有化に努めます
- ② プレスができる能力を身につけ、外部へ情報発信が可能になるように努めます

(2) より一層のスキルアップに努めます

- ① 若手職員が中心となって講師を務め、日常業務や受講した研修について発表する場を設けてスキルアップに努めます

(3) 風通しが良く活力ある職場づくりに努めます

- ① 部長・部次長懇談会等を定期的に行い、職員間及び管理職とのコミュニケーションの強化を図り、その場では必ず発言をするように努めます

◆概要

- 防災に関してとるべき措置等を定めた国土交通省防災業務計画に基づき、必要な防災業務計画等の作成状況、訓練や研修の実施状況、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の整備・運用状況、業務継続計画(BCP)への取組状況及び関係機関との連携状況について、東日本大震災等大規模災害への対応状況も踏まえ、監察を実施した。
- 各監察対象機関においては、大規模災害への対応を迅速かつ円滑に行うため、地域特性を踏まえた様々な取組を行っていたが、一部に対応が不十分な点が見られた。

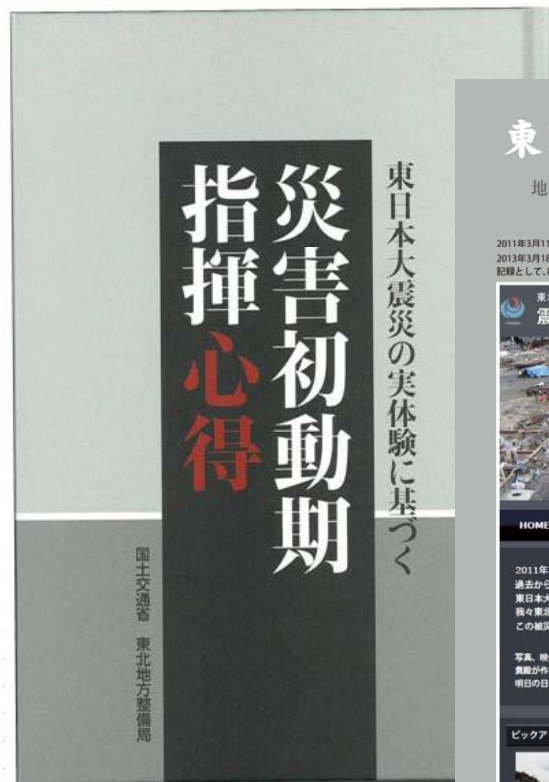
◆主な提示意見

- 各監察対象機関においては、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を万全に整え、研修や訓練を繰り返すことによって職員の危機管理意識や対応能力の向上を図るとともに、問題点の検証とこれを踏まえた必要な措置を早期に講じる等、万全の準備を平常時から継続して行っていくこと。
- 各監察対象機関の長等の幹部職員は、平常時から、非常時における自身の役割や心構え、リーダーシップのあり方等について認識を高めておくとともに、部下職員の危機管理意識や組織としての対応能力の向上を図るための取組を継続して実施すること。
- 東北地方整備局、近畿運輸局及び沖縄総合事務局においては、BCPや災害対策本部運営要領等に掲載している参集予定方法及び参集予定時間の一覧表について、人事異動等があった際には速やかに見直しを行うこと。

◆推奨事例

(1)東日本大震災の経験・記録を整理し後世に伝えるための取組(東北地方整備局)

- ▶ 東日本大震災の経験を基に、各クラスの指揮官の行動規範となる具体の指針をとりまとめた「災害初動期指揮心得」は、国土交通大学校や東北管区警察局警察学校の研修教材として使用されるなど、今後の大規模災害対応の重要な指針となっている。また、東日本大震災の記録を整理し、後世に伝えるためのウェブサイト「震災伝承館」では、約1万点の写真・映像等を収蔵していた。その他、東日本大震災に関わる記録集、図書類を数多く作成していた。
- ▶ 東日本大震災の記録や、対応する職員の活動記録、またそれらから得られた多くの教訓は非常に重要なものであり、それらを整理し後世に伝える取組を着実に進めており評価できる。

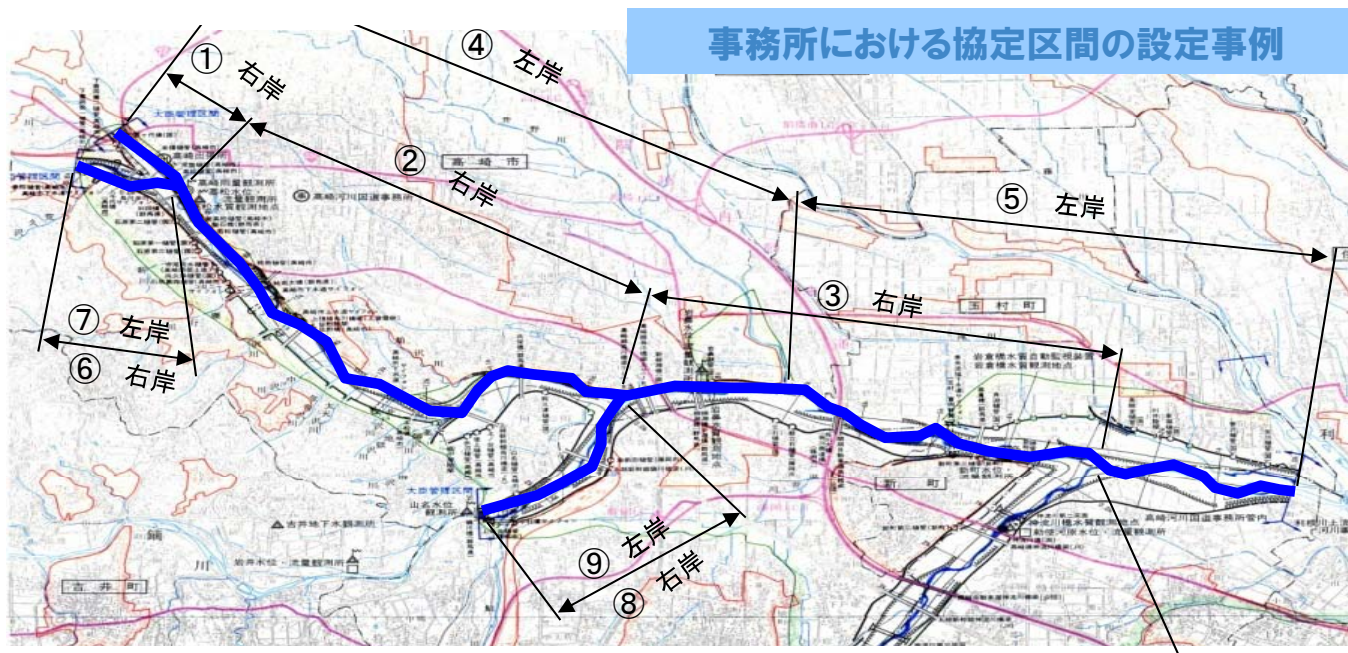


東北地方整備局震災伝承館は <http://infra-archiver311.jp/> 又は、東北地方整備局サイト <http://www.t-hr.mlit.go.jp/tohokunet/> 上のメニューから震災伝承館へ

◆推奨事例

(2)災害時の応急対策・資材調達に関する業者等との協定(関東地方整備局)

- ▶ 関東地方整備局の各事務所においては、緊急時における被害拡大防止と被災施設の早期復旧を目的として、所管施設を一定区間に区切り、それぞれの区間においてあらかじめ応急対策協力業者を公募による技術審査により選定し、協定を締結していた。また、事務所の協力業者が被災等を受け機能しない場合は、本局が日本建設業連合会関東支部や管内各県建設業協会との協定に基づき、対応可能業者を特定するなど、災害発生から業者への協力要請の流れに関する手順が整理されていた。
- ▶ 災害発生時の応急対策・資材調達を迅速に行うための仕組みが、事務所だけでなく局のバックアップ体制も含めて整備され、さらにこれを円滑に機能させるための訓練も実施されており評価できる。



協定区間一覧表(河川)

区間番号	河川	岸	協定区間(場所・距離標KP)		
①	烏川	右岸	自 高崎市下豊岡町 至 高崎市下豊岡町	18.0	~ 19.0
②	烏川	右岸	自 高崎市阿久津町 至 高崎市八千代町	9.7	~ 18.0
③	烏川	右岸	自 高崎市新町 至 高崎市阿久津町	3.5	~ 9.2
④	烏川	左岸	自 高崎市八幡原町 至 高崎市上並榎町	7.0	~ 19.0
⑤	烏川	左岸	自 玉村町五料 至 高崎市八幡原町	0.0	~ 7.0
⑥	碓氷川	右岸	自 高崎市八千代町 至 高崎市乗附町	0.0	~ 0.8
⑦	碓氷川	左岸	自 高崎市下豊岡町 至 高崎市下豊岡町	0.0	~ 0.8
⑧	鏡川	右岸	自 高崎市阿久津町 至 藤岡市大字上落合	0.0	~ 3.0
⑨	鏡川	左岸	自 高崎市阿久津町 至 高崎市山名町	0.0	~ 3.0

◆推奨事例

(3) 関係機関との連携・協力に関する取組(中部地方整備局、中部運輸局)

- ▶ 東日本大震災を踏まえ、中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界による「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」を設立し、南海トラフ巨大地震などの広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として策定し、さらに、「優先的に取り組む連携課題」を10課題選定し、平成25年度より、課題解決のためのフォローアップを実施していた。
- ▶ 本取組は、中部圏における防災に関わる多くの機関が一同に会し、情報共有のみならず具体的な課題を選定し責任者を決めて解決に当たるなど、今後発生が想定される巨大地震に対する広域的かつ戦略的な取組と言え評価できる。

戦略会議の概要

東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、フォローアップしていきます。



「中部圏地震防災基本戦略」とは

南海トラフ巨大地震などの広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容をとりまとめたものです。

「中部圏地震防災基本戦略」のポイント

国の機関や地方公共団体のみならず、学識経験者や地元経済界などが一体となって策定被害の最小化のためには、各機関が緊密に連携し事前に十分な対策を講じることが必要



「中部圏地震防災基本戦略」の中から各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急に対処すべき10課題を「優先的に取り組む連携課題」として選定

基本戦略の推進に向けて

1. 生活や経済活動を守る施策の推進
2. アクションプラン策定による着実な施策の推進
3. 「中部圏地震防災基本戦略」各施策について国への働きかけ
4. 地震・津波防災訓練(防災-TEC)の毎年実施



H24.3.13 防災-TEC(防災訓練)

◆推奨事例

(4)緊急時の輸送体制の確立に向けた取組(北陸信越運輸局)

- ▶ 北陸信越運輸局においては、平成16年10月に発生した新潟県中越地震の際、物流面において大きな混乱が生じたため、災害時に物資の緊急・救援輸送等が円滑に行われるよう、被災自治体への物流専門家の派遣等を盛り込んだモデル的な協定案を策定し、管内各県、各県トラック協会及び倉庫協会に対し協定の締結又は見直しを働きかけた結果、平成17年度中に管内各県とトラック協会及び倉庫協会との間で、「災害発生時の物資の緊急・救援輸送・保管等に関する協定」が締結されていた。
- ▶ 本取組は、関係当事者間で災害時の緊急・救援物資輸送協定等が締結されていなかったことが初動対応の遅れに繋がったなどの課題を踏まえ、他の運輸局に先駆けて行った取組であり評価できる。

